

◎ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通勤手当）            第十一条 議員秘書は、<u>一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当</u>を受ける。</p> <p>附則            〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>（通勤手当）            第十一条 議員秘書は、<u>通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額の最高額の百分の六十に相当する額</u>を受ける。</p> <p>附則            〔略〕            （通勤手当の特例）</p> <p>21] 議員秘書の通勤手当については、<u>当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四百一十号）による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。</u></p> <p>（平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置）            22] 平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、<u>同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百</u></p>

分の五十六」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。

(令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置)

21|  
〔略〕

22| 令和四年改正法施行日以後第十四条第四項の規定による期末手当を受けた者で、再び議員秘書となったものが、令和四年六月に同条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十一項の規定により算定した期末手当の額」とする。

(令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置)

23|  
〔略〕

24| 令和四年改正法施行日以後第十四条第四項の規定による期末手当を受けた者で、再び議員秘書となったものが、令和四年六月に同条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十三項の規定により算定した期末手当の額」とする。